

**富士見通り地区地区計画の原案に対する
都市計画法第16条に基づく縦覧と意見書の提出について**

1 実施内容

都市計画法により、地区計画の案を作成しようとする場合、「その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成する」と規定されています。

今回、富士見通り地区地区計画の原案を作成いたしましたので、縦覧について2週間を期間として、意見書の提出について3週間を期間として実施いたします。

- ・縦覧の期間：令和元年8月15日(木)から8月29日(木)まで
- ・意見書の提出期間：令和元年8月15日(木)から9月4日(水)まで
いずれも土曜日・日曜日、祝日を除きます。
- ・縦覧・意見書受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・縦覧場所・意見書の提出先：まちづくり計画課(市役所一棟3階)

2 意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

- (1) 地区計画の案に係る区域内の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方。
- (2) その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人。

3 意見書のご提出方法

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載してください。意見書の書式は自由ですが、必ず書面にてまちづくり計画課(市役所一棟3階)にご提出ください。

- (1) 提出者の氏名または名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 地区計画の名称
- (3) 権利を有する土地の所在地、権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由